

新旧比較表（貸金庫規定）

下線部分が変更箇所

改定前	改定後
<p>貸金庫共通規定</p> <p>1（格納品の範囲）</p> <p>（1）格納品の範囲は次の物品に限られています。</p> <p>① 貴金属及び宝石類</p> <p>② 公社債券、株券その他有価証券</p> <p>③ <u>諸契約証書その他貴重文書</u></p> <p>④ <u>その他、特に店長が保管上差支えないと認めたもの</u></p> <p>（2）当行は上記に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。</p>	<p>貸金庫共通規定</p> <p>1（格納品の範囲）</p> <p>（1）格納品の範囲は次の物品に限られています。</p> <p>① 貴金属、<u>宝石その他の貴重品</u></p> <p>② 公社債券、株券その他有価証券</p> <p>③ <u>預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類</u></p> <p>④ <u>前各号に掲げるものに準ずると認められるもの</u></p> <p>（2）当行は上記に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。</p> <p><u>（3）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u></p> <p>① <u>現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u></p> <p>② <u>危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u></p> <p>2 <u>利用目的の確認</u></p> <p><u>（1）貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、</u></p>

改定前	改定後
<p><u>2</u> (契約期間等)</p> <p><u>3</u> (使用料)</p> <p><u>4</u> (届出事項の変更等)</p> <p><u>5</u> (成年後見人等の届け出)</p> <p><u>6</u> (印鑑照合等)</p> <p><u>7</u> (損害の負担等)</p> <p><u>8</u> (反社会的勢力との取引謝絶)</p> <p>この貸金庫は、<u>第9条</u>第3項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、<u>第9条</u>第3項第1号、第2号AからE又は第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。</p> <p><u>9</u> (解約等)</p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえで貸金庫を直ちに明渡して下さい。なお、正鍵又は届出の印章を</p>	<p><u>格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないか</u>といった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。</p> <p><u>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u></p> <p><u>3</u> (契約期間等)</p> <p><u>4</u> (使用料)</p> <p><u>5</u> (届出事項の変更等)</p> <p><u>6</u> (成年後見人等の届け出)</p> <p><u>7</u> (印鑑照合等)</p> <p><u>8</u> (損害の負担等)</p> <p><u>9</u> (反社会的勢力との取引謝絶)</p> <p>この貸金庫は、<u>第10条</u>第3項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、<u>第10条</u>第3項第1号、第2号AからE又は第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。</p> <p><u>10</u> (解約等)</p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえで貸金庫を直ちに明渡して下さい。なお、正鍵又は届出の印章を失った場</p>

※ (内容の変更なし)

改定前	改定後
<p>失った場合に解約するときは、このほか別途定める所定の方法により取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡して下さい。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>①借主が使用料を支払わないとき</p> <p>②借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由又は格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与え又はそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき</p> <p>③店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき</p> <p>④借主又は代理人がこの規定に違反したとき</p>	<p>合に解約するときは、このほか別途定める所定の方法により取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡して下さい。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>①借主が使用料を支払わないとき</p> <p>②借主について相続の開始があったとき</p> <p>③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由又は格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与え又はそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき</p> <p>④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき</p> <p>⑤借主又は代理人がこの規定に違反したとき</p> <p>⑥借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</p> <p>⑦本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</p> <p>⑧法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</p> <p>⑨マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき</p>

改定前	改定後
<p>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、又は借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。</p> <p>①借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>②借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）に該当し、また次の各号のいずれかに該当したことが判明した場合。</p> <p>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>③借主又は代理人が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p>	<p>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、又は借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。</p> <p>①借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>②借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）に該当し、また次の各号のいずれかに該当したことが判明した場合。</p> <p>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>③借主又は代理人が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p>

改定前	改定後
<p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用をき損し、又は当行の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>(4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日又は契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払って下さい。この場合、<u>第3条</u>第4項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払って下さい。なお、当行は、この不足額を明渡しの日第3条第3項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p><u>1 0</u> (貸金庫の修繕、移転等)</p> <p><u>1 1</u> (緊急措置)</p> <p><u>1 2</u> (譲渡、転売等の禁止)</p> <p><u>1 3</u> (保証人)</p> <p><u>1 4</u> (規定の変更)</p>	<p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用をき損し、又は当行の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>(4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日又は契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払って下さい。この場合、<u>第4条</u>第4項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払って下さい。なお、当行はこの不足額を明渡しの日第4条第3項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p><u>1 1</u> (貸金庫の修繕、移転等)</p> <p><u>1 2</u> (緊急措置)</p> <p><u>1 3</u> (譲渡、転売等の禁止)</p> <p><u>1 4</u> (保証人)</p> <p><u>1 5</u> (規定の変更)</p> <p style="text-align: right;">} ※ (内容の変更なし)</p>

貸金庫規定

Beyond the Bank
あなたの明日へ



貸金庫共通規定

1 (格納品の範囲)

(1) 格納品の範囲は次の物品に限られています。

- ① 貴金属、宝石その他の貴重品
- ② 公社債券、株券その他有価証券
- ③ 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
- ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(2) 当行は上記に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。

(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。

- ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
- ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

2 利用目的の確認

(1) 貸金庫の契約の締結または利用等に当たっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。

(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

3 (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当行から解約の申出がないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

4 (使用料)

(1) 貸金庫の使用料は所定金額を1年分前払いするものとします。

(2) 使用料は諸般の情勢により変更する事があります。変更後の使用料は変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

(3) 使用料は次により徴求します。

- ① 契約時は契約した月から最初に到来する3月末日までの手数料を月割計算により徴求します。
- ② 継続時は4月1日から3月末日までの1年分使用料を4月20日に利用者が指定した預金口座から普通預金通帳、総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手によらず、払戻しのおうえ使用料に充当します。

(4) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から3月末日までの使用料を月割計算により返戻します。

5 (届出事項の変更等)

- (1) 印章を失ったとき、又は、印章、氏名、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。正鍵を失ったときもしくははき損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知又は送付書類を発送した場合には、延着し又は、到着しなかった場合でも通常到達したものと見なします。

6 (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。借主の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

7 (印鑑照合等)

貸金庫開扉票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開扉その他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません、なお、使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。

8 (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由又は当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開扉に応じられないことがあります。このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由又は、格納品の変質等により、当行又は第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償して下さい。

9 (反社会的勢力との取引謝絶)

この貸金庫は、第10条第3項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第10条第3項第1号、第2号AからE又は第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

10 (解約等)

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡して下さい。なお、正鍵又は届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか別途定める所定の方法により取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡して下さい。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
- ① 借主が使用料を支払わないとき
 - ② 借主について相続の開始があったとき
 - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由又は格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与え又はそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 借主又は代理人がこの規定に違反したとき
 - ⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
 - ⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - ⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
 - ⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、又は借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。
- ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当し、また次の各号のいずれかに該当したことが判明した場合。
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 借主又は代理人が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用をき損し、又は当行の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

(4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日又は契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払って下さい。この場合、第4条第4項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払って下さい。なお、当行は、この不足額を明渡しの日第4条第3項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(5) 第1項から第3項の明渡しが3ヵ月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開扉のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、又は処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開扉に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

(6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払って下さい。

1 1 (貸金庫の修繕、移転等)

貸金庫の修繕又は移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取り又は貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じて下さい。

1 2 (緊急措置)

法令の定めるところにより貸金庫の開扉を求められたとき、又は店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開扉し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

1 3 (譲渡、転売等の禁止)

貸金庫の使用権、貸金庫契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、転貸又は質入れすることはできません。

1 4 (保証人)

保証人はこの契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

1 5 (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認め

られる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

立会式貸金庫規定

1 (鍵の保管)

貸金庫の鍵正副2個のうち正鍵は借主が保管し、副鍵は当行、借主立会のうえ鍵袋に入れ届出印で封印し当行が預かります。

2 (貸金庫の開閉等)

- (1) 貸金庫の開閉は、借主又は借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行って下さい。
- (2) 開扉にあたっては当行所定の貸金庫開扉票に記名捺印(届出印)により窓口に提出して下さい。なお、開扉後は貸金庫の施錠を確認して下さい。
- (3) 格納品の出し入れは当行所定の場所で行って下さい。

3 (印章・鍵の喪失時等の取扱い)

- (1) 印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続をした後に行って下さい。この場合、相当の期間をおき、又保証人を求めることがあります。
- (2) 正き損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払って下さい。なお、当行が貸金庫の変更を求鍵を失った場合又ははめたときは、直ちにこれに応じて下さい。

半自動・全自動貸金庫規定

1 (鍵の保管)

- (1) 貸金庫の鍵正副2個のうち正鍵は借主が保管し、副鍵は当行、借主立会のうえ鍵袋に入れ届出印で封印し当行が預かります。
- (2) 貸金庫カードについては、借主が1枚保管し、予備は当行が保管します。

2 (貸金庫の開閉等)

- (1) 貸金庫の開閉は、借主又は借主があらかじめ届出た代理人が貸金庫カード及び正鍵を使用して行って下さい。なお、開扉後は貸金庫の施錠を確認して下さい。
- (2) 格納品の出し入れは当行所定の場所で行って下さい。

3 (貸金庫カード・鍵の喪失時等の取扱い)

- (1) 貸金庫カードもしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、又保証人を求めることがあります。
- (2) 貸金庫カード、正鍵を失った場合又はき損した場合は、再発行、錠前等の取替えに要する費用を支払って下さい。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じて下さい。

(2026年4月1日現在)